建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年10月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コスモリフォーム株式会社　大宮　正秀　東京都中央区八丁堀３―１－９　国土交通大臣許可（般・特―24）第19583号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びに管工事業、鉄筋工事業、熱絶縁工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年10月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田村駒エンジニアリング株式会社　浅見　隆明　東京都中央区日本橋大伝馬町14―17　国土交通大臣許可（特―23）第19452号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及びしゆんせつ工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和タジマ株式会社　来栖　幹夫　東京都豊島区池袋２―77―５　国土交通大臣許可（般―22）第21614号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年10月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　産業振興株式会社　谷田　雅志　東京都江東区亀戸１－５－７　国土交通大臣許可（般―23）第9598号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 10 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年10月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東芝テクノシステム株式会社　小林　栄司　東京都台東区東上野２―21―10　国土交通大臣許可（般―23）第22016号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７１号

北海道苫小牧市啓北町１丁目15番23号　タウンハウス啓北201

債務者　小高　　肇

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１８４号

北海道苫小牧市桜木町１丁目６番２号　Ｊハイツ205

債務者　及川　靖朗

1　決定年月日時　平成24年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９８０号

神戸市長田区五位ノ池町１丁目４番19号

債務者　髙木雄二郎

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００３号

神戸市東灘区住吉山手４丁目11番25号

債務者　妙島　弘芳

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００６号

神戸市垂水区旭が丘１丁目１番４号　ハイツ松本202号

債務者　斎藤　　修

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００９号

神戸市須磨区北落合１丁目１番318―202号

債務者　森茂　忠志

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１５号

神戸市兵庫区下沢通８丁目２番２―306号

債務者　前田　礼子（旧姓浦山）

1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部